

第十二章 電子商取引

第A節 一般規定

第十二・一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。
- (b) 「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。ただし、附属書八A（金融サービス）第一条（定義）に定義する「金融機関」、「公的機関」及び「金融サービス提供者」を含まない。
 - (i) 第十・一条（定義）(a)に定義する「対象投資財産」
 - (ii) 第十・一条（定義）(e)に定義する「締約国の投資家」（金融機関に対する投資家及び金融サービス提供者に対する投資家を含まない。）（注）

注 金融機関に対する投資家又は金融サービス提供者に対する投資家は、金融機関又は金融サービス提供者に対するものでない他の投資に関して引き続き「対象者」となり得る。

(iii) 第八・一条（定義）に定義する締約国のサービス提供者

(c) 「電子認証」とは、電子的手段による記述又は主張が信頼できるものであることについての確信の水準を決定するために当該記述又は主張を照合し、又は検証する処理をいう。

(d) 「要求されていない商業上の電子メッセージ」とは、受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して、商業上又はマーケティング上の目的で電子的なアドレスに送信される電子メッセージをいう。（注）

注 締約国は、一又は二以上の送付の態様（ショート・メッセージ・サービス（SMS）及び電子メールを含む。）によって送

付される要求されていない商業上の電子メッセージについてこの定義を適用することができる。この注の規定にかかわらず、

締約国は、第十二・九条（要求されていない商業上の電子メッセージ）の規定に適合する措置であつて、要求されていない商

業上の電子メッセージの他の送付の態様について適用されるものを採用し、又は維持するよう努めるべきである。

第十二・二条 原則及び目的

1 締約国は、電子商取引がもたらす経済的な成長及び機会、電子商取引における消費者の信頼を促進する枠組みの重要性並びに電子商取引の発展及び利用を円滑にすることの重要性を認識する。

2 この章の規定は、次のことを目的とする。

- (a) 締約国間の電子商取引を促進し、及び電子商取引の一層広範な利用を世界的に促進すること。
- (b) 電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること。
- (c) 電子商取引の発展に関する締約国間の協力を促進すること。

第十二・三条 適用範囲（注）

注 締約国は、この章の規定に基づく義務がWTOにおけるいかなる締約国の立場も害するものではないことを確認する。

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、電子商取引に影響を及ぼすものについて適用する。

2 この章の規定は、政府調達については、適用しない。

3 この章の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）については、適用しない。

4 第十二・十四条（コンピュータ関連設備の設置）及び第十二・十五条（情報の電子的手段による国境を越える移転）の規定は、第八章（サービスの貿易）又は第十章（投資）に規定する義務に適合しない締約

国の措置の側面については、当該措置が次のいずれかに該当する限りにおいて、適用しない。

(a) 第八・八条（適合しない措置に係る表）又は第十・八条（留保及び適合しない措置）の規定に従って採用され、又は維持される措置

(b) 第八・六条（最恵国待遇）若しくは第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って行われる締約国の約束において特定される条件及び制限に従って採用され、若しくは維持される措置又は当該約束の対象となっていない分野に関する措置

(c) 第八章（サービスの貿易）又は第十章（投資）に規定する義務に適用される例外に基づいて採用され、又は維持される措置

5 電子的に納入されるサービスの提供に影響を及ぼす措置は、次の規定（附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）及び附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の規定を含む。）に含まれる義務及び当該義務に適用される例外の対象となる。

(a) 第八章（サービスの貿易）の関連規定

(b) 第十章（投資）の関連規定

第十二・四条 協力

1 各締約国は、適当な場合には、次のことのために協力する。

- (a) 中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること。
- (b) 締約国が自国の電子商取引のための法的枠組みを実施し、又は強化することに資する締約国間の対象を特定した協力のための分野（研究活動及び訓練活動、能力の開発、技術援助の供与等）を特定すること。

(c) 電子商取引の発展及び利用に関連する課題に対処するに当たり、情報、経験及び最良の慣行を共有すること。

(d) 産業界に対し、電子商取引の利用を促進するために説明責任及び消費者の信頼を向上させる手法又は慣行を生み出すよう奨励すること。

(e) 電子商取引の発展を促進するために地域的な及び多数国間の場に積極的に参加すること。

2 締約国は、国際的な場において追求される協力に係る既存の自発的活動を基礎とし、かつ、これと重複しない形態の協力をを行うよう努める。

第B節 貿易円滑化

第十二・五条 貿易に係る文書の電子化

1 各締約国は、次のことを行う。

(a) 世界税関機構その他の国際機関が合意する方式を考慮して、貿易に係る文書の電子化について定める施策の実施に向けて努力すること。(注)

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この(a)の規定を適用する義務を負わない。

(b) 電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該貿易実務に係る文書が書面により提出される場合と法的に同等なものとして受理するよう努めること。

(c) 貿易実務に係る文書について、電子的形式により公に利用可能なものとするよう努めること。

2 締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するために国際的な場において協力する。

第十二・六条 電子認証及び電子署名

1 締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的形式によるものであることの

みを理由として当該署名の法的な有効性を否定してはならない。(注)

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この1の規定を適用する義務を負わない。

2 各締約国は、電子認証のための国際的な規範を考慮して、次のことを行う。

(a) 電子的な取引の参加者が当該取引のための適当な電子認証の技術及び実施方式を決定することを許容すること。

(b) 電子的な取引のための電子認証の技術及び実施方式の承認を限定しないこと。

(c) 電子的な取引の参加者が当該取引について締約国の電子認証に関する法令を遵守していることを証明する機会を得ることを許容すること。

3 各締約国は、2の規定にかかわらず、特定の区分の電子的な取引について、電子認証の方式が特定の実施基準を満たし、又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができ
る。

4 締約国は、相互運用性のある電子認証の使用を奨励する。

第C節 電子商取引に資する環境の醸成

第十二・七条 オンラインの消費者の保護

1 締約国は、透明性があり、かつ、効果的な消費者の保護に関する措置であつて電子商取引のためのもの及び消費者の信頼の向上に資する他の措置を採用し、及び維持する重要性を認識する。

2 各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為からこれらの消費者を保護することを定める法令を採用し、又は維持する。(注)

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3 締約国は、消費者の保護を強化するため、電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間で協力を行うことの重要性を認識する。

4 各締約国は、消費者の保護であつて自国が電子商取引の利用者に提供するものに関する情報を公表する。当該情報には、次の方法に関するものを含める。

- (a) 消費者が救済を得ることができる方法
- (b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法

第十二・八条 オンラインの個人情報の保護

1 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法的枠組みを採用し、又は維持する。

(注1、注2)

注1 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この1の規定を適用する義務を負わない。

注2 締約国は、プライバシー又は個人情報を保護する包括的な法令、個人情報の保護を対象とする分野別の法令、個人情報の保護に関して法人が負う契約上の義務の履行について定める法令等の措置を採用し、又は維持することにより、この1に定める義務を履行することができる。

2 各締約国は、個人情報の保護のための自国の法的枠組みを策定するに当たり、関係する国際的な機関又は団体の国際的な基準、原則、指針及び規準を考慮する。

3 各締約国は、個人情報の保護であつて自国が電子商取引の利用者に提供するものに関する情報を公表する。当該情報には、次の方法に関するものを含める。

(a) 個人が救済を得ることができる方法

(b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法

4 締約国は、法人に対し、個人情報の保護に関連する当該法人の方針及び手続をインターネット等におい

て公表するよう奨励する。

5 締約国は、可能な限り、他の締約国から移転される個人情報保護のために協力する。

第十二・九条 要求されていない商業上の電子メッセージ

1 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次のいずれかの措置を採用し、又は維持する。

(a) 要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの受信の停止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置

(b) 自国の法令によって特定された方法により、商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の同意を要求する措置

(c) その他要求されていない商業上の電子メッセージの最小化について定める措置

2 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であつて、1の規定に従つてとる措置を遵守しないものに対してその遵守を求める手段について定める。(注)

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。ブ

ルネイ・ダルサラーム国は、この協定が効力を生ずる日の後三年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3 締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの規制に関して、懸念を共有する適当な事案について協力するよう努める。

第十二・十条 国内規制の枠組み

1 各締約国は、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法、二千五年十一月二十三日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約その他の電子商取引に関連する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、電子的な取引を規律する法的枠組みを採用し、又は維持する。(注)

注 カンボジアは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この1の規定を適用する義務を負わない。

2 各締約国は、電子的な取引に対する不必要な規制の負担を回避するよう努める。

第十二・十一条 関税

1 各締約国は、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持する。

2 1に規定する慣行は、電子商取引に関する作業計画に関連する二千十七年十二月十三日のWTO閣僚決定（文書番号WT/MIN（一七）/六五）に基づくものとする。

3 各締約国は、電子商取引に関する作業計画の枠組みの中での電子的な送信に対する関税に関するWTO閣僚決定における更なる成果を考慮して、1に規定する自国の慣行を修正することができる。

4 締約国は、電子商取引に関する作業計画に関連する更なるWTO閣僚決定を踏まえてこの条の規定を見直す。

5 1の規定は、締約国が電子的な送信に対して租税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの租税、手数料又は課徴金がこの協定に適合する方法で課されることを条件とする。

第十二・十二条 透明性

1 各締約国は、この章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措置を、可能な限り速やかに公表するものとし、公表が実行可能でない場合には、他の方法（実行可能なときはインターネットによるものを含む。）により公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、この章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす自国の一般に適用される措置に関する特定の情報についての他の締約国からの適切な要請に対して可能な限り速やかに応ずる。

第十二・十三条 サイバーセキュリティ

締約国は、次のことの重要性を認識する。

- (a) コンピュータの安全性に係る事象への対応について責任を有するそれぞれの権限のある当局の能力を構築すること（最良の慣行の交換を通じたものを含む。）。
- (b) サイバーセキュリティに関連する事項について協力するために既存の協力の仕組みを利用すること。

第D節 国境を越える電子商取引の促進

第十二・十四条 コンピュータ関連設備の設置

1 締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用又は設置に関する自国の措置（通信の安全及び秘密を確保することを追求するための要件を含む。）をとることができることを認識する。

2 いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。（注）

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間（必要な場合には、更に三年間）、この2の規定を適用する義務を負わない。ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3 この条のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 2の規定に適合しない措置であつて、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認めるもの。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。（注）

注 この(a)の規定の適用上、締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他の締約国は、当該措置については、争ってはならない。

第十二・十五条 情報の電子的手段による国境を越える移転

1 締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。

2 締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。(注)

注 カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間(必要な場合には、更に三年間)、この2の規定を適用する義務を負わない。ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3 この条のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 2の規定に適合しない措置であつて、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認めるもの。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。(注)

注 この(a)の規定の適用上、締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他の締約国は、当該措置については、争ってはならない。

第E節 他の規定

第十二・十六条 電子商取引に関する対話

1 締約国は、電子商取引の発展及び利用を促進するに当たっての対話（適当な場合には、利害関係者との対話を含む。）の重要性を認識する。締約国は、当該対話の実施に当たり、次の事項を検討する。

(a) 第十二・四条（協力）の規定に従って行う協力

(b) 現在の及び新たな問題（デジタル・プロダクトの待遇、ソース・コード、データの国境を越える流通及びコンピュータ関連設備の設置であつて、金融サービスにおけるもの等）

(c) 電子商取引の発展及び利用に関連する他の事項（反競争的行為、オンラインでの紛争解決、電子商取引に関連する技術の普及（自由職業家の国境を越える一時的な移動のためのものを含む。）等）

2 1に規定する対話については、第十八・三条（RCEP合同委員会の任務）1(j)の規定に従って実施する。

3 締約国は、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に従って行うこの協定の一般的な見直しにおいて、1に掲げる事項及びこの条の規定に従って実施した対話の結果行われる勧告を考慮する。

第十二・十七条 紛争の解決

1 この章の規定の解釈及び適用について締約国間に意見の相違がある場合には、関係する締約国は、まず、誠実に協議を行うものとし、相互に満足すべき解決を得るようあらゆる努力を払う。

2 1に規定する協議によって意見の相違を解決することができない場合には、当該協議を行った締約国は、第十八・三条（RCEP合同委員会の任務）の規定に従ってその問題をRCEP合同委員会に付託することができる。

3 いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。締約国は、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に従って行うこの協定の一般的な見直しの一部として、第十九章（紛争解決）の規定のこの章の規定への適用について見直しを行う。第十九章（紛争解決）の規定は、当該見直しが完了した後、その適用に合意した締約国の間で、この章の規定について適用する。